

いじめ防止基本方針

I 目的

いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。このことを児童はもとよりだれもが自らのこととして受け止め、未然防止・早期発見・早期解消など適切に対処することにより、児童が健やかに成長できる学校教育を推進する。

II いじめの定義

いじめとは、児童に対し、本校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

◇「行為」とは、

- ・ 「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ・ 身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、物を隠されたりすることなども含む。
- ・ インターネットを通じて行われるものも含む。◇けんか等を除く。

III 基本理念

1. 撲滅

いじめは、どの児童にも生じ得るものであるとの認識のもと、全教職員が教科、道徳、特別活動など全ての教育活動及び、PTA・地域行事等においてもその撲滅に徹する。

2. 指導・理解

2. いじめの指導と児童の理解

全教職員が情報の共有・指導に努め、いじめを行わない。いじめには荷担（はやし立てる等）しない。いじめを放置しないなど、いじめ防止対策に対する児童の理解を徹底させる。

3. 克服

3. いじめ克服に向けた取り組み

いじめを受けた（受けている）児童の生命及び心身の保護を最重要課題とし、学校、家庭、地域、関係機関その他の協力による組織的・人的連携をもとに、社会全体で、いじめを克服する。

IV 未然防止早期発見

1. 未然防止

1. いじめの未然防止・早期発見のための取り組み

(1) 未然防止

- ① 積極的な生徒指導、生徒指導の機能した授業、道徳教育及び、個別指導等で、一人ひとりにいじめ撲滅の意識、考えを醸成する。
- ② 学級指導、児童会活動、特別活動等を通じて、いじめ撲滅の意識、行動規範を備えた集団を育成する。

2. 把握・早期発見

① 教師による日常の観察及びアンケート調査の実施

② 心のサインをキャッチするための教育相談・面談の実施

3. 発見した場合は、当該児童を徹底して守り、早期解消に努める。

4. 保護者は子の教育に第一義的責任を有するものであり、いじめを行うことのないよう規範意識、倫理観を養うとともに、いじめを受けた場合は、当該児童を保護するため、学校等と協力するよう努める。

5. スクールソポーター等外部関係機関との連携、活用を推進する。

V 対応	1. 校内研修及び日常指導について (1) 全教職員を対象とした校内研修や職員会議等での資料提示 ※スクールポーター、外部講師の招聘、ストレスコントロール研修 等 (2) 危機感の共有、小さなサインを見逃さない校内体制の構築 (3) 「つく指導」の徹底。
2. 校内環境	2. 校内環境作り いじめが起きにくい環境、ストレスを生まない環境作り。
3. 計画	3. 学年学級経営案、年間指導計画に位置付いた指導の充実 (1) 経営案に組み入れ、計画的、組織的な指導を徹底する。 (2) 道徳の時間や学級活動等の年間計画に位置づけ内面化を図る。 ① 「いじめ根絶」のための計画的指導 ② 「自他の生命」を大切にする指導 ③ 多様な価値観・異文化などを理解させる指導の充実
4. 理解・支援	4. 児童理解と個別支援 (1) 「子ども理解支援ツール ほっと」等の活用 (2) 日常観察重視、小さなサインへを見逃さない指導の徹底 (3) 生徒指導の機能した授業実践と共感的理解の徹底。 (4) 生徒指導等、教職員研修の推進。
5. 児童会	5. 児童会の取り組み (1) 児童自らの積極的行動を支援、推進させる。 (2) いじめ撲滅の自主的、具体的取組を推進する。 (3) 児童総会及び各種集会、学年集会の活用。
6. 相談	6. 相談体制の充実及び相談員等との連携 (1) 「心の教室相談員や家庭訪問相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー」等の相談窓口、スクールサポートセンターの周知、活用。 (2) 市教育委員会、関係機関との連携、校内の相談体制の充実。
7. 学校評価	7. 学校評価 学校評価に「いじめの防止」等に関する取組項目を設定するなど、学校として定期的な意識向上と、取組の不断の見直しを行う。
8. 教職員意識	8. 教職員の意識 (1) 児童個々を生かし、生徒指導の機能した授業を実践する。 (2) 積極的な生徒指導を充実させ、指導の徹底を図る。
9. 年間計画	9. 年間計画の策定 取組の検証・調査実施時期、会議の開催時期、校内研修開催時期を明確にする。
10. 情報発信等	10. 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発に努める。 (1) 「学校いじめ防止基本方針」を確認、発信する。 (2) 学校HPや便り等を利用し、方針の公表、情報発信に努める。 (3) 必要に応じて、意識啓発のための取り組みや意見聴取を行う。
11. 犯罪的行為	11. 犯罪的行為であると考えられる場合 (1) 教育委員会への報告、 (2) 教育委員会と連携し、関係機関(警察等)と組織的に対応する。
12. 重大事案	12. 重大事案への対処 ◇国が示したフローチャートによる (1) 重大事案とは、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがある場合。 (2) 帯広市教育委員会に速やかに報告し、対処について協議する。 (3) 組織的に調査し、保護者等に必要な情報を適切に提供する。 (4) スクールサポーターとの連携、組織内での効果的活用
13. 記録	13. 常に記録化に留意する。 教頭・教務主任・事務職員などを担当者とし、全て記録する。

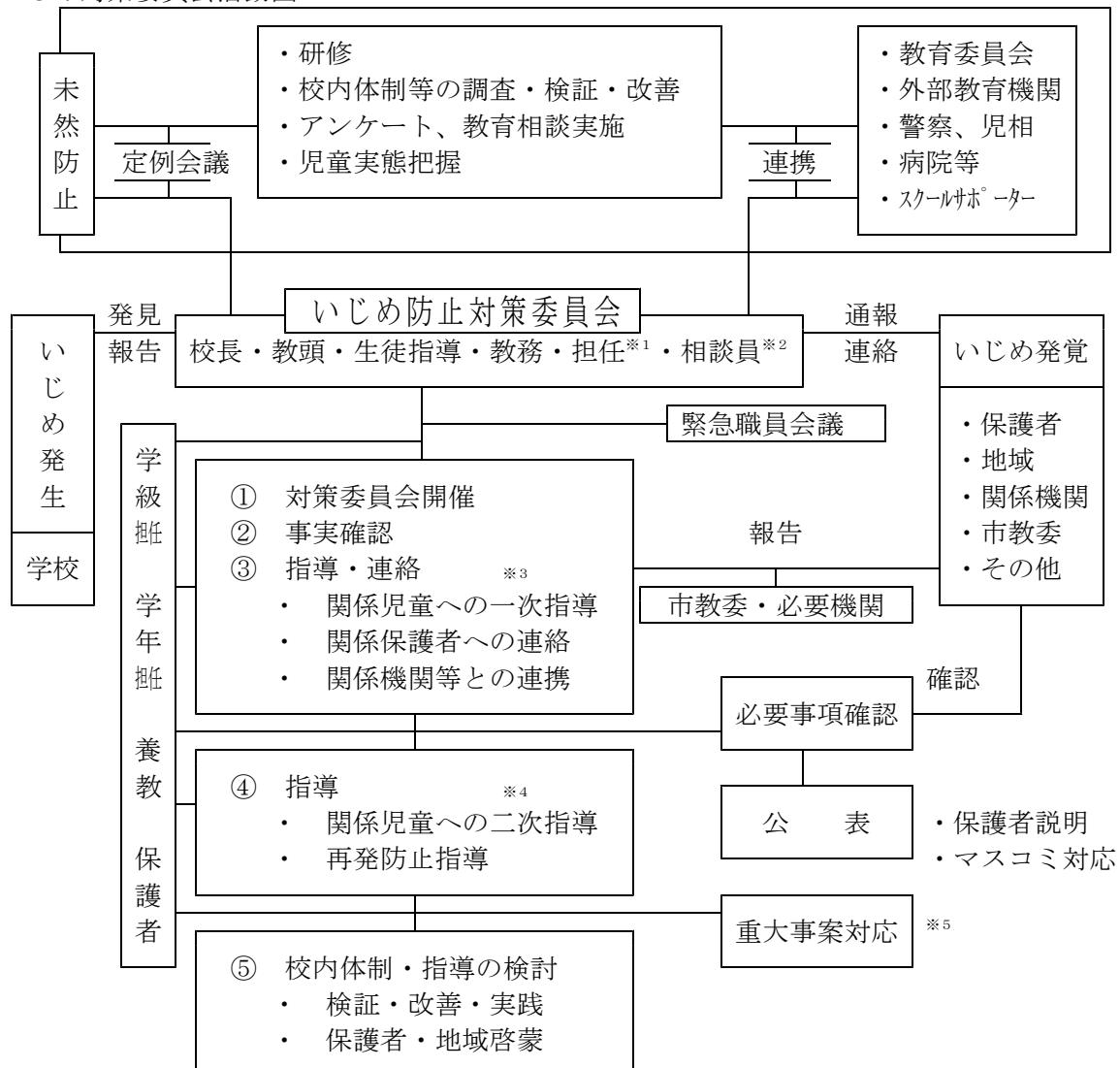
	14. 問題発生時	14. 問題発生時の取り組み
	(1) 基本対応	(1) 基本的な対応 ① いじめ防止対策委員会を中心に組織的、速やかに対応する。 ② 何よりも被害者を守るという共通認識に徹する。 ③ 加害者に対しても自らの行動を振り返らせ、豊かな人間関係や健やかな心の育成を図るため、粘り強く教育的な指導を行う。 ④ プライバシーに配慮し、教育委員会など外部組織との連携、情報共有を速やかに行う。
	(2) 確認 1 初期対応	(2) いじめを認知した場合 ① 事実確認 ※スクールサポーターとの連携 ア、関係児童の事情聴取、実態把握。 イ、教育委員会への一報・相談・支援依頼 ② 速やかな「いじめ防止対策委員会」の開催及び対応協議 ア、第1に被害者を守る視点に立ち、学校組織で対応 イ、いじめを受けた児童の対応 対策決定→実施→状況把握 ウ、いじめを行った児童の対応 対策決定→実施→状況把握 ③ 関係児童、学級・学年及び保護者（PTA役員）への説明 ④ 関係児童を含めた全体指導 ⑤ 当該児童及び関係児童の心身ケア
	(3) 確認 2	(3) 事実確認が容易でない場合 ① 個別聞き取り及び全体聞き取り・指導 ② 保護者との連携・確認、協力依頼 →具体策実施(臨時アンケート・教育相談等迅速な状況把握)
	(4) 被害児童対応	(4) いじめを受けた児童 ※重大事案は別途対応 教室に入れないなどの状況に応じた学習サポート、心理カウンセリングなどの児童や保護者に則した具体的方策の実行
	(5) 加害児童	(5) いじめを行った児童に対して ① 事実認識を行い、いじめの問題性を繰り返し指導すると共に、内面に則した対応を進める。 ② 傍観者となり得る児童に対する個別、学級・学年指導
	(6) 保護者対応	(6) 保護者に対しては、 ① いじめを受けた児童の保護者 ア、いじめの解決に向けた学校の取り組み等の情報提供 イ、学校指導・対応への理解と協力依頼。保護者のメンタルケア ② いじめを行った児童の保護者 ア、いじめの定義を含め学校の指導に対する理解を得る。 イ、家庭での指導に対する支援、助言。保護者のメンタルケア
	(7) 公表	(7) 公表 ① 関係保護者への公表 ア、事実確認が行われた事柄についての公表。 イ、教職員への内容の事前周知、内容の関係者・保護者承諾 ② 全体公表 ア、公表内容の確認、教育委員会への報告 イ、学級、学年、全校など必要に応じた説明会の開催 ・ 説明者、出席者、役割分担を明確にする。 ・ 隠蔽せず、正確に調査し、未確認事項等が無いことなど内容を確認する。 ウ、公表、マスコミその他への対応等事前確認

VI 対策委員会

1. 開催

- ◇いじめ防止対策委員会を中心とし、組織的に取り組む。
- 開催について
 - 未然防止・早期発見・早期解消を実効的に行うため、毎月1回の定例会開催等積極的な活動及び評価・改善を行う。
 - 必要に応じて緊急時（いじめ確認時等）に開催する。
 - 委員会は校長が招集する。
 - 構成員について
 - 基本構成員5名と随時構成員、市教委・関係機関者とする。
 - 基本構成員 5名
校長、教頭、生徒指導部（1）、教務部（1）、養護教諭
 - 随時構成員として、学級担任その他関係する教員。（必要数）
 - 帯広市教育委員会・関係機関より、市教委相談員（1）

VII いじめ対策委員会活動図



(※1) 随時構成員

(※2) 市教委・関係機関より

(※3) 緊急必要な指導 (※4) 内面・継続指導、心身ケア、カウンセリング、学習サポートその他

(※5) 重大・緊急いじめ対応・情報収集 (アンケート、聞き取り等)

・指導体制の確認 (チーム編成、指導方針の決定)

・関係機関との連携 (市教委・警察・児相等)

・心のケア (スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー

心の教室相談員、市教委教育相談員等)